

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	参議院情報監視審査会の活動経過 —年次報告書（令和7年6月）の概要—
著者 / 所属	情報監視審査会事務局
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	476号
刊行日	2025-7-14
頁	138-150
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20250714.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

参議院情報監視審査会の活動経過

— 年次報告書（令和7年6月）の概要 —

情報監視審査会事務局

1. はじめに
2. 審査会の所管
3. 審査会の活動経過等
4. 主な指摘事項
5. おわりに

1. はじめに

令和7年6月6日、参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）は、参議院情報監視審査会規程（以下「審査会規程」という。）第22条第1項¹に基づき、「年次報告書（令和7年6月）」（以下「本報告書」という。）を参議院議長に提出した。また、同月13日には、参議院本会議において審査会会長がその概要を報告した。

審査会は、行政における特定秘密²の保護に関する制度³の運用を常時監視するために設

¹ 審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長から議長に提出するものと定められている。また、年次報告書のほか、必要があると認めるときは報告書を提出することができる（審査会規程第22条第2項）。審査会は平成27年3月に活動を開始し、年次報告書の決定は今回が10回目である。過去分を含む報告書一覧が、参議院ウェブサイトに掲載されている。〈<https://www.sangiin.go.jp/japanese/jyohoukanshi/index.html>〉（以下、最終アクセスは全て令和7.6.13）

² 「特定秘密の保護に関する法律」（以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項において、行政機関の長は、（1）行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報（防衛、外交、特定有害活動（スパイ行為等）の防止、テロリズムの防止のいずれかの事項に該当する情報）であつて（別表該当性）、（2）公になっていないもののうち（非公知性）、（3）その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なもの（特段の秘匿の必要性）という3要件を満たす情報を特定秘密として指定するものとされている。

³ 特定秘密保護法は、安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、国と国民の安全を確保することを目的としており、特定秘密の指定・解除、特定秘密の漏えいを防止するための適性評価、罰則、本法の適正な運用を図るためのルール等について定めている。このほか、同法の関係政令である「特定秘密の保護に関する法律施行令」（以下「特定秘密保護法施行令」という。）や、同法の統一的な運用を図るための「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）等が整備されている。

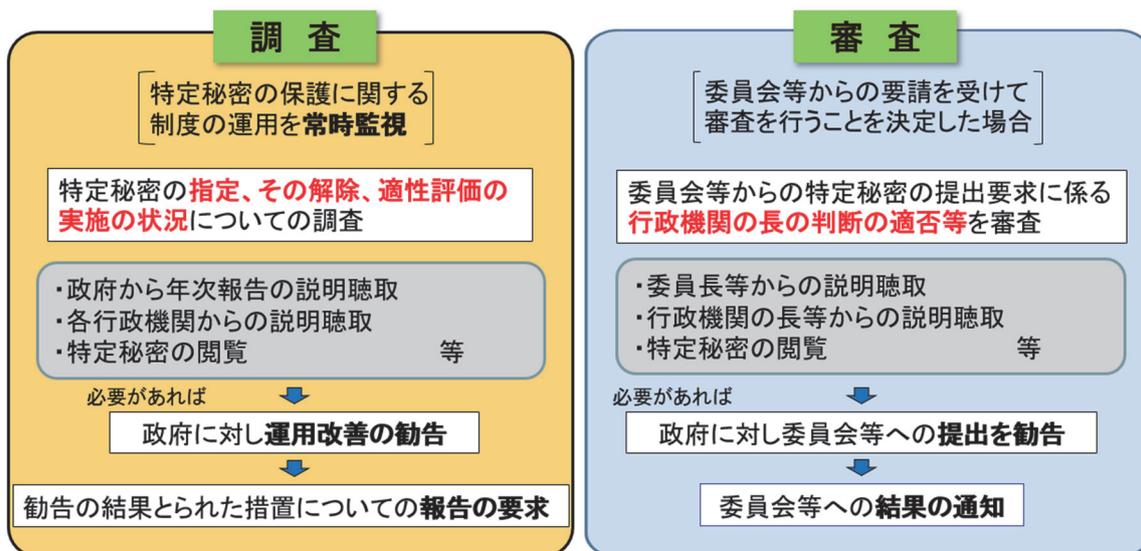
置された常設の機関である⁴。特定秘密を取り扱う保護措置⁵の一環として、審査会の会議は原則非公開とされ、会議録も公表されていない⁶。その一方で、審査会の活動を明らかにすることも国会の一組織として求められており、審査会の年次報告書は、これらのバランスを考慮して作成されている。

本報告書は、令和6年6月1日から令和7年4月30日までの期間の審査会の活動を取りまとめたものであり、本稿ではその概要説明を通じて、上記期間における審査会の活動経過等を紹介することとしたい。

2. 審査会の所管

審査会は、行政における特定秘密保護制度の運用を常時監視するため、①特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての「調査」と、②委員会等からの特定秘密の提出要求に係る行政機関の長の判断の適否等の「審査」を行う⁷。

図表1 情報監視審査会の「調査」と「審査」



(出所) 参議院情報監視審査会事務局作成

⁴ 本報告書の対象期間外であるが、令和7年5月16日、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）が施行され、行政機関の長は、重要経済基盤（重要なインフラや物資のサプライチェーン）に関する一定の情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要があるものを重要経済安保情報として指定するものとされた。同法の施行に合わせて、同日、国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律を始めとする関連法規が施行され、審査会が、行政における特定秘密保護制度の運用の常時監視に加え、行政における重要経済安保情報の保護及び活用に関する制度の運用を常時監視することとされた。

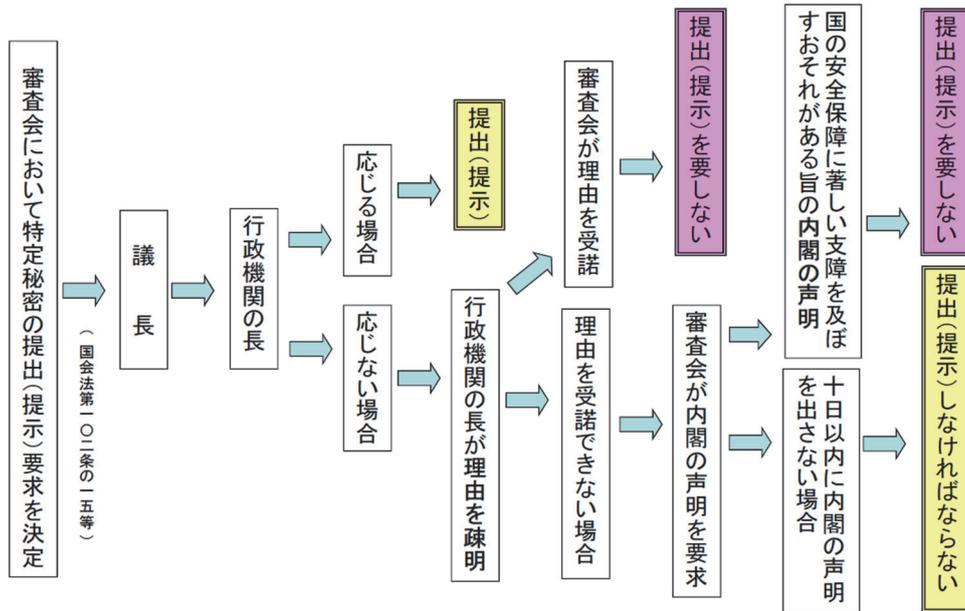
⁵ 特定秘密の知得者の制限など、特定秘密の漏えいを防ぐための人的・物的な措置をいう。

⁶ 審査会の会議は、議員その他の者の傍聴を許すものとする決議を行った場合（＝公開の場合）を除き、非公開で開かれる（審査会規程第26条第1項及び第2項）。なお、会長の互選や年次報告書の決定等の手続のみを行う場合は公開で開かれており、当該審査会の会議録はインターネット（国立国会図書館の国会会議録検索システム）で閲覧することができる。〈<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>〉

⁷ 国会法第102条の13

審査会が、調査又は審査のため、行政機関の長に対し、特定秘密の提出又は提示を求めたときは、行政機関の長は、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明が発出された場合等を除き、その求めに応じなければならないとされている⁸。

図表2 特定秘密の提出（提示）を要求する場合の流れ【調査の場合】



(出所) 参議院情報監視審査会事務局作成

また、審査会は、①調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密保護制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及び勧告の結果とられた措置についての報告を求めること、②審査の結果、必要があると認めるときは、委員会等の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告を行うことができるとされている⁹。

これらの特定秘密の提出又は提示の要求、勧告及び勧告の結果とられた措置についての報告の要求は、議長を通じて行われる¹⁰。

3. 審査会の活動経過等

本報告書の対象期間中、委員会等からの審査の要請等はなく、審査会は、行政における特定秘密の指定等の状況についての調査を行った。審査会は、政府が毎年提出する「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（以下「政府の年次報告」という。）¹¹を踏まえて調査を進めており¹²、以下、各委員による質疑の概要等を含め、

⁸ 国会法第102条の15第1項、第102条の17第2項等

⁹ 国会法第102条の16、第102条の17第5項

¹⁰ 審査会規程第20条、第21条

¹¹ 政府は、毎年、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を付して、特定秘密の指定等の状況について国会に報告するとともに、公表するものとされている（特定秘密保護法第19条）。

¹² 審査会は、政府から、特定秘密指定管理簿（特定秘密の指定及びその解除を適切に管理するための帳簿で、

審査会における調査の概要を時系列に沿って紹介することとしたい。

図表 3 調査の経過

年月日	調査の概要
令6.7.30	・防衛省から、特定秘密の管理(※1)について説明聴取・質疑 ・防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求めることを決定
12.11	・城内国務大臣から政府の年次報告について説明聴取
12.23	・内閣官房内閣情報調査室から、政府の年次報告について補足説明聴取・質疑 ・内閣官房内閣情報調査室と内閣府独立公文書管理監から、審査会の年次報告書における指摘事項に係る政府の対応について説明聴取・質疑 ・内閣府独立公文書管理監から、同管理監報告について説明聴取・質疑
令7.2.3 2.14	・防衛省から、特定秘密の管理(※2)について説明聴取・質疑 ・特定秘密を指定している13行政機関から、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について説明聴取・質疑
2.27	・防衛省(東京都)への委員派遣(特定秘密の提示あり)
4.18	・防衛省から、防衛大臣に対する勧告の結果とられた措置(※3)について説明聴取・質疑 ・城内国務大臣と内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑

(※1)令和6年7月に公表された特定秘密漏えい事案等及び再発防止策

(※2)令和6年12月に公表された特定秘密漏えい事案等及び再発防止策

(※3)「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」(令和7年4月14日防衛省)

(出所) 参議院情報監視審査会事務局作成

(1) 令和6年7月に公表された防衛省における特定秘密漏えい事案等についての説明聴取・質疑、防衛大臣に対する勧告等

令和6年7月12日、防衛省は、特定秘密漏えい事案¹³及び漏えいには当たらないが特定秘密に係る手続において瑕疵があった事案¹⁴が発生していたこと並びに今後の事実関係の確認が必要な案件が把握されていることを公表した¹⁵。審査会は、調査結果の公表に先立ち、防衛省から報告を聴くなどの対応を行った上で、同月30日、特定秘密の管理について防衛省(防衛政策局)から説明を聴取し、質疑を行った。委員からは、再発防止策の早期実行

指定をした年月日、有効期間、特定秘密の概要等を記載し、又は記録したもの(特定秘密保護法施行令第3条))、特定秘密指定書等(各行政機関の長が、特定秘密について、指定、指定の有効期間の満了、指定の解除、指定した情報の一部解除及び指定の有効期間の延長を行った際に作成する文書)の提出を受けている。

¹³ 海上自衛隊の艦艇部隊において、適性評価未実施の隊員について戦闘指揮所(CIC)又は艦橋において特定秘密を知り得る状態に置いた事案が35件、適性評価未実施の隊員に特定秘密を取り扱わせた事案が3件確認された。また、艦艇部隊以外で発生した事案として、適性評価未実施の隊員に特定秘密を取り扱わせた事案が海上自衛隊で3件、航空自衛隊で2件確認された。

¹⁴ 適性評価実施済みであるものの特定秘密取扱職員に指名されていない隊員に特定秘密を取り扱わせた事案が海上自衛隊で2件、適性評価未実施の隊員を特定秘密取扱職員に指名したが、結果的に特定秘密を取り扱わなかった事案が海上自衛隊で2件、航空自衛隊で7件、統合幕僚監部で1件、情報本部で1件の計11件確認された。また、特定秘密文書や物件を適正な手続なく廃棄した事案が陸上自衛隊で2件確認された。

¹⁵ 防衛省は、事案の公表に併せて、①保全意識・教育の徹底(内部部局の審議官級や各幕僚監部の将補級を責任者として指名し、実施体制を整えた上で、事務次官・各幕僚長を含めた全組織に対する保全教育を徹底する等)、②適性評価の確認(適性評価等の申請や登録、保全区画への入退室、秘密文書の閲覧等を一元的に管理し、ヒューマンエラーを徹底的に排除するシステムを全国的に導入する等)、③立入り等の制限(艦艇のCIC等への立入りが想定される全ての職員に対して適性評価等を実施する等)等の再発防止策を公表した。

の必要性と今後の対応、第三者による調査結果の検証の必要性、漏えい事案等に係る懲戒処分的基本的な考え方等について質疑が行われた。

その結果、防衛省において多数の漏えい事案が発生したことを重く受け止め、同日の審査会において、防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置についての報告を求めることを決定した（後掲【資料】参照）。

（２）政府の年次報告等についての説明聴取・質疑

令和6年12月11日、特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する城内国務大臣から、政府の年次報告（令和6年6月）について概要説明を聴取した。

次いで、同月23日、内閣官房（内閣情報調査室）から、政府の年次報告についての補足説明¹⁶を聴取し、質疑を行った。委員からは、特定秘密の指定を行ったことがない行政機関に指定権限を与え続けている理由、適性評価に係る確認プロセス及びその実効性、毎年数件であった適性評価の不同意件数が23件と急増したことの評価及び分析、特定秘密に関する研修等の方法等について質疑が行われた。

また、同日、内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監¹⁷から、審査会の年次報告書（令和6年6月）における指摘事項¹⁸に係る政府の対応について説明を聴取し、質疑を行った。委員からは、内閣官房（内閣情報調査室）に対しては、漏えい事案に係る審査会への報告や調査の手順を明確にする必要性、重要経済安保情報保護活用法の成立を受けた運用基準の見直しに係る今後の対応等について、内閣府独立公文書管理監に対しては、情報保全監察室の業務量増加を見込んだ増員要求状況、5年ごとに相当数が見込まれる指定の有効期間の延長への対応等について、それぞれ質疑が行われた。

また、同日、内閣府独立公文書管理監から、「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等¹⁹の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」（令和6年6月）²⁰の概要説明を聴取し、質疑を行った。委員からは、検証・監察の対象と

¹⁶ 令和5年末時点で特定秘密を指定していない行政機関のうち、令和5年中に適性評価を実施した13の行政機関（金融庁、消費者庁、消防庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、環境省及び原子力規制委員会）における適性評価の実施の状況についての説明を含む。

¹⁷ 特定秘密保護法附則第9条に基づき、同法の適正な運用を確保するため、独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識の下で検討が進められた結果、同法の施行日である平成26年12月10日に内閣府独立公文書管理監及び情報保全監察室が設置された。

¹⁸ 審査会の年次報告書（令和6年6月）では、①特定秘密保護法施行10年間の運用についての徹底的な検証、適正な運用の徹底に必要な措置の実施、②防衛省における漏えい等の不適切事案の続発を踏まえた法令遵守の徹底、再発防止措置の早急な実施、③漏えい事案についての適時適切な審査会への報告、国民への早期公表、④重要経済安保情報保護活用法の成立を受けた特定秘密保護法の運用基準の事項の細目の見直しにおける具体的かつ明確な規定、⑤重要経済安保情報に係る検証・監察の実施等を見据えた情報保全監察室の体制強化について指摘し、政府に適切な対応を求めている。

¹⁹ 行政文書ファイル管理簿（公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第7条第1項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。）に記載された行政文書ファイル等（公文書管理法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。）のうち、特定秘密である情報を記録するものをいう（運用基準V1（3））。

²⁰ 内閣府独立公文書管理監（これを長とする情報保全監察室の職員を含む。）は、毎年1回、特定秘密の指定

なる部署の選定基準、実地調査の件数及び方法等について質疑が行われた。

(3) 令和6年12月に公表された防衛省における特定秘密漏えい事案等についての説明聴取・質疑

令和6年12月27日、防衛省において事実関係の確認が必要とされていた案件を含めた全省的な調査の結果が公表され、特定秘密漏えい事案及び特定秘密に係る手続において瑕疵があった事案²¹が発生していたことが明らかになった²²。審査会は、調査結果の公表に先立ち防衛省から報告を聴くなどの対応を行った上で、令和7年2月3日、特定秘密の管理について防衛省（防衛政策局）から説明を聴取し、質疑を行った。

委員からは、異動関連事案における防衛装備庁以外からの転入者に係る行政機関の名称及び件数、共有フォルダ事案における記憶媒体としてDVD、USBメモリーを使用したことに関する問題の有無、4収隊事案における幹部自衛官が録音を指示した目的、遵法精神や保全意識についての研修や教育に係る取組状況、再発防止策の実施時期、情報漏えい等について刑事告発を行う際の判断基準等について質疑が行われた。

(4) 特定秘密の指定・解除・適性評価の実施状況についての説明聴取・質疑

令和7年2月3日及び同月14日、令和5年末時点で特定秘密を指定している13の行政機関²³から、当該行政機関における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について説明を聴取し、質疑を行った。

委員からは、特定秘密の指定に関し、経済安全保障に関する情報の指定の有無（国家安全保障会議等）、特定秘密の指定を暦年単位で区切った際の情報量の違い（内閣官房等）、特定秘密として指定する外国政府との情報協力業務の概要（海上保安庁）等について質疑が行われた。

また、特定秘密の解除に関し、指定の解除に至った経緯（総務省）、指定する特定秘密を記録する文書を保有しなくなった場合における解除の要否（法務省）、外国から秘密情報として提供を受け、我が国において特定秘密として指定する情報について、当該外国において指定が解除された場合の我が国における当該情報の取扱い（外務省）等について質疑が行われた。

及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとされている（運用基準V5（1）オ）。

²¹ ①他の行政機関から異動してきた職員について適性評価を実施せずに特定秘密取扱職員に指名していた事案等（異動関連事案）101件、②本来特定秘密を取り扱えない防衛省中央OAネットワークシステム上の共有フォルダに特定秘密文書の電子データが保存された事案（共有フォルダ事案）1件、③陸上自衛隊システム通信・サイバー学校において特定秘密文書が誤廃棄された事案（学校事案）1件、④航空自衛隊作戦情報隊電波情報収集群第4収集隊において特定秘密情報を含む音声情報が特定秘密管理者の許可を得ずに録音された事案（4収隊事案）1件。

²² 防衛省は、事案の公表に併せて、①部隊運用の実情に即した情報保全の在り方の検討、②情報保全教育の抜本的改善、③既存の制度運用の改善・情報保全に関する制度の改正、④システムによるヒューマンエラーの局限、⑤情報保全業務体制の強化、⑥特定秘密の漏えい事案等発生時の対応を掲げた再発防止策を公表した。

²³ 国家安全保障会議、内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁

さらに、適性評価に関し、行政機関間における適性評価に係る情報共有の仕組みの活用（内閣官房等）、緊急事態において適性評価未実施の者に特定秘密を提供する必要がある場合の対応（内閣官房等）、防衛省における特定秘密漏えい事案を踏まえた取組（外務省等）等について質疑が行われた。

図表 4 令和5年末時点で特定秘密を指定している13の行政機関の指定等の件数

行政機関名	令和5年中				令和5年末時点	
	指定	指定の解除	指定の有効 期間の延長	指定の有効 期間の満了	指定	特定秘密文書 の保有
国家安全保障会議	1	0	1	0	10	0
内閣官房	8	0	8	0	116	161,269
内閣府	0	0	0	0	1	3
警察庁	6	0	2	0	55	48,882
総務省	1	2	1	0	10	58
法務省	0	0	0	0	1	3
出入国在留管理庁	0	0	0	0	1	3
公安調査庁	2	0	2	0	34	33,114
外務省	1	0	1	0	44	151,888
経済産業省	0	0	0	0	4	2
海上保安庁	1	0	2	0	24	27,691
防衛省	32	2	22	0	429	255,482
防衛装備庁	1	0	0	0	22	552
合計	53	4	39	0	751	678,947

（注1）国家安全保障会議が指定した特定秘密が記録された行政文書については、同会議の事務局である内閣官房国家安全保障局の保有件数（内閣官房の保有件数の内数）として計上されている。

（注2）令和5年末時点における特定秘密文書の保有状況は、上記13の行政機関のほか、財務省が18件、国土交通省が3,876件をそれぞれ保有しており、政府全体で682,841件である。

（出所）政府の年次報告（令和6年6月）を基に参議院情報監視審査会事務局において作成

（5）委員派遣

令和7年2月27日、審査会における調査の一環として、防衛省における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同省（東京都）への委員派遣を行った。

同省では、特定秘密の管理状況及び特定秘密に係る保全事案の再発防止策等について説明を聴取した後、特定秘密文書等を保管する金庫室を視察し、特定秘密の管理に関する説明を聴取した。加えて、特定秘密の提示を受けつつ、同省における情報収集・分析業務について説明を聴取した。

委員からは、情報保全教育の内容及びその実施頻度、特定秘密に係る適性評価と特別防

衛秘密²⁴及び省秘²⁵に係る適格性の確認の関係性、適性評価及び適格性の確認に長期間を要した事例、過去の適性評価の情報の活用による適性評価に要する期間短縮の見通し、各部隊における特定秘密文書等の保管状況、特定秘密文書等の運搬時に必要となる保全措置、艦艇の戦闘指揮所（C I C）に設置されている特定秘密等が表示される機器の運用実態、海上保安庁との情報共有の現状等について質疑が行われた。

（６）防衛大臣に対する勧告の結果とられた措置についての説明聴取・質疑

令和7年4月14日、防衛大臣から参議院議長に対し、「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」（概要は後掲【資料】参照）が提出されたことを受け、同月18日、当該措置について防衛省（防衛政策局）から説明を聴取し、質疑を行った。

委員からは、再発防止策等の実施時期及び実施状況の対外公表に関する考え方、防衛省における業務の実態を踏まえた適性評価と適格性の確認の円滑な実施の在り方、適性評価の調査の質を担保するための措置等について質疑が行われた。

（７）これまでの調査を踏まえた締めくくり的な質疑

令和7年4月18日、上記（６）に引き続き、これまでの調査を踏まえ、城内国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

城内国務大臣に対しては、防衛省の情報保全事案を通じて得られた教訓を踏まえた適確な再発防止措置の実施、適性評価の実施に関する行政機関間の協力に係る既存制度の活用を促進する必要性、突発的な緊急事態を見据えた過不足のない適性評価実施の必要性、特定秘密保護制度及び重要経済安保情報保護活用制度の一体的な運用を行うための方策、審査会に対して機微な情報も含めた丁寧な説明を行うことを徹底する必要性等について質疑が行われた。

また、内閣府独立公文書管理監に対しては、防衛省の特定秘密漏えい事案等に係る検証・監察の実施状況、重要経済安保情報についての検証・監察を行うに当たっての課題及び情報保全監察室の体制強化の取組、独立公文書管理監に対する通報の在り方等について質疑が行われた。

４．主な指摘事項

審査会における調査を通じて、委員からは、特定秘密保護制度の運用の改善に係る様々な指摘がなされた。これらの指摘を踏まえ、本報告書では以下の7項目について政府に適

²⁴ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第1条第3項各号に掲げる事項（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定、日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定及び日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定に基づき米国から供与された装備品等についての構造又は性能その他の事項等）及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になっていないものをいう。

²⁵ 防衛省本省の所掌する事務に関する知識及びそれらの知識に係る文書若しくは図画又は物件であって、関係職員以外に知らせてはならないもの（特定秘密及び特別防衛秘密に該当するものを除く。）として、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）の規定に基づき秘として指定されたものをいう。

切な対応を求めている。

年次報告書（令和7年6月）における「主な指摘事項」

1. 防衛省は、同省において情報保全事案が相次いで明らかになったことを重く受け止め、令和6年12月に公表した再発防止策に基づく取組や審査会の勧告を受けて講じることとした措置を着実に実行すること。また、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室は、防衛省の事案を通じて得られた教訓を踏まえ、適性評価の確実な実施や保全教育の内容の見直しなど、適確な再発防止措置を講じること。
2. 出向等により他の行政機関へ異動し、特定秘密を取り扱う業務に従事することとなる行政機関の職員については、異動元で適性評価を実施していた場合であっても異動先において改めて適性評価の実施を要するが、異動元での適性評価において得た情報を提供できる行政機関間の協力に係る既存制度の積極活用を図り、政府全体で円滑な調査の実施・運用を促進すること。
3. 防衛省本省及び防衛装備庁においては、特定秘密に係る適性評価のほか特別防衛秘密等に係る適格性の確認という独自の制度が運用されており、適性評価を経た職員は約12万人、適格性を保有する職員は約23万人となっている。この中でも適性評価を経た職員の大半が適格性も保有しており、これらの調査事項は全く同一のものであるにもかかわらず、それぞれの調査が別々に実施されているため、調査を繰り返している現場には少なからず負荷となっていることに鑑み、防衛大臣の下、業務の効率化や関係者の負担軽減に取り組むことによって、防衛省本省及び防衛装備庁における情報保全体制を持続可能なものとし、実効性のある運用を確立すること。
4. 特定秘密は、仮に漏えいした場合、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある極めて機微な情報であることから、いかなる場合でも適切な取扱いが求められる。他方、緊急事態が突発的に生じた場合には、国民の安全を守ることが最重要課題となり、通常とは異なる対応を求められる状況も生じ得る。各行政機関においては、こうした状況に十全に対応することができるよう、適性評価を実施する職員の範囲や地方公共団体の職員等に対する特定秘密の提供の在り方について、不断に検証し、必要な措置を講じること。
5. 安全保障の領域が経済・技術分野に拡大する中、特定秘密保護制度の運用においても、経済安保関連情報の保全は重大かつ喫緊の課題である。重要経済安保情報保護活用制度との一体的な運用等を通じ、情報保全が適確に行われるよう、特定秘密保護法の運用基準の明確化や補足の要否について不断に検討し、必要に応じ見直しを行うこと。あわせて、政府が保有する経済安保関連情報のうち、特定秘密として指定すべきものがないかについて改めて点検を行うこと。
6. 特定秘密の指定の適否等に関する調査において、行政機関側が機微な情報に関する説明を拒む場面があったことは遺憾である。審査会が行政における特定秘密保護制度の運用を適切に監視することが、同制度に対する国民からの信頼の確保につながることを十分に理解するとともに、審査会が厳格な保護措置を講じていることを踏まえ、審査会に対し機微な情報も含めた丁寧な説明をするよう徹底すること。
7. 内閣府独立公文書管理監による特定秘密及び重要経済安保情報に係る検証・監察を十全に実施するために必要かつ十分な情報保全監察室の体制強化を行うこと。その上で、内閣府独立公文書

管理監は、これまでに蓄積した知見の活用や手法の改善等を通じて効果的・効率的な検証・監察を実施すること。また、新たに重要経済安保情報の指定の適否に係る検証・監察を行うに際し、本来特定秘密に指定すべきものが含まれていないか確認すること。

5. おわりに

令和6年中に立て続けに公表された防衛省における特定秘密漏えい事案等は、幹部自衛官の遵法精神の欠如、保全意識の欠落、特定秘密保護制度に関する知識不足等に起因するものであった。防衛省においては、審査会の勧告を受けて講じることとした措置等を着実に実行し、情報保全が徹底される組織文化を構築すること、また、政府においては、審査会での委員からの指摘及びそれらを受けて取りまとめられた本報告書の「主な指摘事項」を十全に踏まえ、特定秘密保護制度の適正な運用を徹底することが求められる。

また、審査会は平成27年の設置以来10年の節目を迎える本年、行政における重要経済安保情報保護活用制度の運用の常時監視という新たな任務が付与された。今後、これまでの活動で得た知見を生かし、両制度の運用を厳格に監視し、民主的統制を確保していくことが求められる。

【資料】「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告」及び「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」
(概要)

「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告」(令和6年7月30日 参議院情報監視審査会決定)	「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」(令和7年4月14日 防衛大臣より提出)
<p>1. 幹部自衛官を始めとする全自衛隊員に対する特定秘密の保全体制に係る定期的な教育及び習得の確認の在り方や対外的に公表していない保秘情報の取扱いを含め、防衛省・自衛隊における情報保全体制を抜本的に見直すとともに、法律及び規範を遵守する組織風土への改善に向けて全国的に取り組むこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年12月に公表した再発防止策の策定に当たり、情報保全体制の在り方や対外的に公表していない保秘情報の取扱いを含め、法律及び規範を確実に遵守する組織風土への改善に向けて全国的に取り組むこととした。 ・ 特に、情報保全体制については、従来の保全体制の大半は、制度や規則の解説に主眼を置いた単一の教育資料を使用し、相当程度画一的な教育がなされ、また、教育の到達度の検証が不十分であったこと等を踏まえ、情報保全体制資料を個々の職員の状況に応じた重層的な構造に再編成した。さらに、教育内容の定着度を測定する知識確認試験の導入等に取り組んでいるところである。以上の取組は、教育責任者に指定された審議官・将補級の職員が責任を持って実施する。 ・ 防衛省の情報保全体制において省外の有識者の意見を取り込む体制が欠如していたことを踏まえ、令和7年1月に有識者会議を新設した。今後、同年3月に公表された有識者会議の中間提言を踏まえた情報保全体制の改善策を速やかに実行する。 ・ 情報保全体制に係る各種施策を省横断的に所掌する専従の大臣官房参事官ポストを令和7年4月1日に新設したほか、中央組織と現場部隊等との連携を強化していく。
<p>2. 自衛隊の各部隊において、部隊行動の実態と特定秘密の保護措置との間に乖離が生じていないか、徹底的に検証し、是正すること。その上で、今後生じ得るあらゆる事態を常に想定して課題を洗い出した上で、特定秘密保護制度を所管する政府部局とともに解決策を不断に検討し、実施するなど、能動的に取り組むこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時においても部隊運用等が可能となるような有効・現実的な適性評価の実施を含め、部隊行動の実態と特定秘密の情報保全体制との間に乖離が生じていないか、各種事態を想定した様々な演習を用いて検証し、課題を洗い出すとともに、得られた結果を踏まえて運用改善等を実施する。 ・ このような情報保全体制の改善については、内閣情報調査室とも連携して不断に検証する。
<p>3. 海上自衛隊の艦艇において多数の部内漏えい事案が生じたことを踏まえ、適性評価の対象者選定に当たっては、個別の業務の特性や執務環境を十分考慮し、適性評価の実施を必要とする者の範囲を常時適確に見極めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定秘密を取り扱う可能性のある職員に対して確実に適性評価を実施するとの考えに基づき、評価対象者の範囲を広げ過ぎないように留意しつつ、情報保全体制区画への立入りが想定される全職員に適性評価を実施する。なお、令和7年3月には、海上自衛隊艦艇の戦闘指揮所(CIC)への立入りが想定される全ての隊員の適性評価を終えている。 ・ 部隊行動の実態と特定秘密の情報保全体制との乖離について演習を用いて検証する際、緊急時に部隊運用が可能となるような有効・現実的な適性評価の実施を含めて検証する。
<p>4. 人事部署と保全部署の緊密な連携により、職員に対する適性評価実施の有無の確認を徹底した上で、特定秘密取扱職員を指名すること。その際、適性評価に要する期間及び特定秘密を漏えいするおそれがな</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事部局と情報保全部局との緊密な連携により、職員に対する適性評価の実施状況の確認の徹底や漏れのない特定秘密取扱職員の指名を実施する。また、他の行政機関から職員が異動した後の適性評価に際しては、防衛省本省と防衛装備庁との間で過去の適性評価における情報を相互に活用できる旨の

<p>いと認められた職員が他の行政機関に向向した場合の扱いに留意し、適確な措置を講ずること。また、適性評価の実施状況を一元的に管理する体制について、実現可能な計画に基づき速やかに整備すること。</p>	<p>内部規則の規定が十分に活用されていなかったことを踏まえ、当該規定の適用の判断基準や手続要領等を明確化するよう当該内部規則を改正し、令和7年4月1日に施行した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 適性評価の申請及び実施状況を一括管理し、適性評価未実施の職員を特定秘密取扱職員に指名できないようにするシステムの導入を進めており、令和7年3月に一部運用を開始した。今後、情報保全区画への入退室記録、秘密文書へのアクセス履歴等を一元的に管理する機能を段階的に付加する。具体的には、令和11年度に全ての機能の運用を開始できるよう、令和7年度にシステムの持続的運用に向けた調査研究を行うほか、令和8年度には入退室記録及び秘密文書へのアクセス履歴管理を行う機能を付加するための調査研究を実施したい。
<p>5. 特定秘密の保護に係る業務について、特定秘密保護法や関連法規に基づき適正に行われているかどうかの確認を常時徹底すること。その上で、特定秘密の保護の状況に関する定期検査の在り方を抜本的に見直し、漏えい等の事案を早期に認知することができる体制を整備すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大臣官房公文書監理官に特定秘密の運用に係る監察業務を付加するとともに、防衛監察本部の年度防衛監察を一層活用する。従来の定期検査に加えてこれらの監察を重層的に行うことにより、特定秘密保護法及びその関連規則の遵守状況等を恒常的に確認する。 令和7年3月に公表された有識者会議の中間提言を踏まえ、内部規則を改正し、年2回の定期検査の実施の効率化を図るとともに、定期検査を通じて確認された不具合の内容を集約・共有することとし、同年4月1日に施行した。これらのほかの定期検査の改善策についても速やかに実行する。
<p>6. 特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した場合に、二次漏えいを防止するための保全措置を迅速かつ適切に講じるよう、あらかじめ基本的な措置を定めた上で、省内全機関に対し徹底すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した場合の更なる漏えいを防ぐための基本的措置として、例えば、臨時保全教育の実施、特定秘密文書等の捜索や回収等といった具体的な行為を列挙する形で内部規則を改正し、令和7年4月1日に施行した。本措置については、教育等のあらゆる機会を通じて周知徹底する。 これに加え、実際に漏えい事案が発生した場合において、更なる漏えいを防止するために他の機関等でも早急に措置を講ずるべきときは、速やかに通知して措置を講ずる。
<p>7. 特定秘密の漏えいのおそれがある事案等の調査が1か月を超えるなど長期化した場合、証拠隠滅や関係者の記憶の忘却、人事異動等により全容の解明が困難となることから、内部部局、各幕僚監部等が中心となって調査体制を整備し、計画的かつ迅速に調査を実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 漏えい事案の発生等を認知した場合には、内部部局と各幕僚監部等との情報保全部局の間の緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションの下、計画的かつ迅速な調査を行うとともに、事務次官及び幕僚長等から構成される防衛省情報委員会の場で事案調査の進捗を管理する。また、漏えい事案等の調査に当たっては、情報保全に係る各種施策を省横断的に所掌する専従の大臣官房参事官の下、情報保全部局間で緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションを実施する。
<p>8. 今般確認された事案のほかに、特定秘密の漏えい等が生じた事例がないか、防衛省全体で徹底的に調査すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年8月、他の行政機関から異動してきた職員に対する適性評価の実施状況について全省的な点検を実施した。その結果確認された事案も含む情報保全事案の概要及びこれら事案を含む累次の情報保全事案を踏まえた再発防止策を同年12月に公表した。
<p>9. 我が国の情報保全体制を万全なものとするため、防衛省が行った事案への対応を含め、特定秘密保護の運用全般について、防衛省外からの意見も踏まえ、高い実効性を伴う取組を行うこと。加えて、今般の事案</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年3月に公表された有識者会議の中間提言も踏まえ、情報保全教育及び定期検査を含む制度改正を行い、同年4月1日に施行した。当該有識者会議は、今後、議論の対象を特定秘密保護の運用全般に拡大して討議を継続していくこととしており、引き続き、同会議で示された意見や見解なども踏ま

<p>から得られた教訓が政府全体で共有されるよう、防衛省としても必要な全ての取組を行うこと。また、これらの取組について、審査会に報告すること。</p>	<p>え、順次再発防止策を実行し、かかる取組を通じて、防衛省の特定秘密保護全般について実効性のある抜本的な改善を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定秘密に係る各種事案の根本的原因や再発防止策等については、他の行政機関とも積極的に情報共有を行い、政府全体としての情報保全体制の強化にも貢献していくとともに、これら取組について適時適切に審査会に報告する。
<p>10. 漏えい事案について審査会への報告までに長期間を要した事実を重く受け止め、特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した段階で速やかに報告するとともに、調査の進捗状況に応じて適時適切に報告すること。併せて、特定秘密保護法の施行状況を国民に適切に伝えるという観点から、対外公表についても可能な限り早期に行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 漏えい事案等の調査に当たっては、情報保全に係る各種施策を省横断的に所掌する専従の大臣官房参事官の下、情報保全部局間で緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションを実施する。このような体制の下、審査会への報告及び対外公表についても速やかに実施する。
<p>11. 我が国の情報管理体制について、国民はもとより、同盟国・同志国からの信頼を堅持することが重要な国益であることに鑑み、同盟国である米国及び価値観を共有する同志国の懸念を払拭するため、事案の内容、性質及び再発防止策が正確に伝わるよう、適切に情報提供を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 防衛省として、累次の事案を踏まえた再発防止策等を令和6年12月に公表したところ、これらの取組やその情報開示・説明を通じて国民や同盟国たる米国を始めとする諸外国の懸念の払拭や信頼の回復に努める。